景観行政団体になるまでの経過と今後の流れについて

資料１

平成20年8月25日
新宿区 都市計画部 景観と地区計画課
第38回　新宿区景観まちづくり審議会資料

景観まちづくり審議会の審議（平成20年8月25日）

東京都知事に協議書提出 → 同意 → 景観行政団体となる公示 → 景観行政団体

H20.3/28　5/8　6/18　7/18

7月１８日から「東京都景観計画」を新宿区の景観計画とみなして運用

同日

「新宿区景観法に基づく景観計画の策定及び届出行為等に関する条例」施行

景観法に基づく景観計画の策定及び届出行為等に関する条例の内容

（1）　景観計画の策定等の手続き
「景観まちづくり審議会」の関与を規定

（2）　景観計画に基づく届出対象行為
法で規定している建築物等の建築等に加え、条例で定めることとされている行為を規定

（3）　変更命令等の対象となる行為等
変更命令等の対象となる行為（特定届出対象行為）の内容と勧告及び変更命令の手続きに関する景観まちづくり審議会の関与を規定

（4）　経過措置
区が景観計画を定めるまでの間は、東京都景観計画を区の景観計画とみなす

新宿区景観まちづくり計画（素案）
景観形成ガイドライン（素案）

新宿区景観まちづくり条例（素案）

（2つの条例を一本化）

8/25

景観まちづくり審議会

区長決定

パブリック・コメント

9〜10月

都市計画審議会

区長決定

H21.1

「新宿区景観まちづくり計画」の策定
「景観形成ガイドライン」の策定

H20.12
区議会

新宿区景観まちづくり条例（新条例）

H21.4/1

施行

H21年度から「新宿区景観まちづくり計画」を運用

H3

新宿区景観まちづくり条例
(現行条例)

●景観まちづくり計画の変更手続
　パブリック・コメントの実施（法）
　都市計画審議会の意見聴取（法）
　景観まちづくり審議会の意見聴取（条例）

●景観形成ガイドラインの変更手続
　景観まちづくり審議会の意見聴取（条例）
　パブリック・コメント等の実施
　　※変更の内容に応じて、パブリック・コメント等、必要な意見聴取を実施します。